

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則

(平27. 7.14)

(目的)

第 1 条 この規則は、日本クラウド証券株式会社（以下「日本クラウド証券」という。）に対し平成27年7月3日付で金融商品取引法第51条及び第52条の規定に基づく行政処分が発令されたことに伴い、日本クラウド証券が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄に係る投資者及び発行会社をはじめ、グリーンシート銘柄の制度全般に対する影響を最小限に留め、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「特例銘柄」とは、平成27年7月3日現在で日本クラウド証券が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄をいう。ただし、発行会社の意向により同日以後に当該グリーンシート銘柄としての指定を取り消されたものを除く。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の定義は、平成27年5月29日改正前の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「改正前グリーンシート等規則」という。）並びに「株主コミュニティに関する規則」（以下「株主コミュニティ規則」という。）で定めるところによる。

(特例銘柄に適用する規則)

第 3 条 特例銘柄については、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の規定にかかわらず、改正前グリーンシート等規則の規定を適用する。この場合において、改正前グリーンシート等規則第35条第1項、第3項及び第6項中「第9条第2項」とあるのは「第9条第2項（「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則）第5条の規定により気配更新及び売買報告の頻度を変更した場合には、同条）」と、第37条第3項中「前条第6項」とあるのは「前条第7項」と、第41条中「第15条第4項、第16条第7項」とあるのは「第16条第7項」と読み替えるものとする。

(法令違反等の場合におけるグリーンシート銘柄及び取扱会員等の指定の取扱い)

第 4 条 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第9条第4項の規定による指定に当たっては、同条第1項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第4項の規定による指定をしないことができる。

2 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第10条第3項の規定による指定に当たっては、同条第1項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第3項の規定による指定をしないことができる。

3 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第11条第3項の規定による指定に当たっては、同条第1項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第3項の規定による指定をしないことができる。

(オーディナリーとして区分されている銘柄の気配更新及び売買報告の頻度の変更)

第 5 条 取扱会員は、特例銘柄のうち、オーディナリーとして区分されているグリーンシート銘柄の気配更新及び売買報告の頻度を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の10営業日前までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うこととする。こ

の場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。

(株主コミュニティとの併用禁止の解禁)

第 6 条 株主コミュニティ規則付則第 2 項の規定は、特例銘柄であって、現にグリーンシート銘柄として指定されている銘柄については、適用しない。

2 前項の適用を受ける銘柄については、現に当該銘柄の取扱会員又は準取扱会員となっている会員は、株主コミュニティ規則の規定にかかわらず、株主コミュニティを組成することができない。

付 則

1 この規則は、平成27年7月14日から施行する。

2 この規則は、平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止されることに伴い、同日をもって、その効力を失う。